

国際養子縁組の実態と課題

—国際養子の受入国（アメリカ）と送り国（中国、フィリピン、台湾）の場合—

研究企画・情報部 小山 修・大和田夏美
子ども家庭福祉研究部 澁谷昌史・才村 純
非常勤研究員 有村大士（日本社会事業大学大学院）

要 約

ハーグ条約を2007年中に批准を予定しているアメリカの州レベルの対応について把握するとともに、養子の送り国である中国、フィリピン、台湾を対象に、主に法・制度の実態について検討し、わが国の国際養子縁組制度のあり方について検討する。

アメリカの現状把握については、オレゴン州政府、ポートランド大学、国際養子縁組斡旋団体の3ヶ所を訪問して聴き取り調査を行った。養子の送り国については、家庭裁判所調査官に対するヒアリングを実施するとともに、文献研究により検討した。

その結果、アメリカは国際養子縁組法を作成し2008年中に施行を目指すために各州から意見聴取し、現在調整中であり、その後ハーグ条約を批准するという情報を得た。

養子の送り国である中国、フィリピンはすでにハーグ条約を批准しており、単独の国内法のもと国際養子縁組を実施し、縁組後の養子のフォローについてもその条件としていた。台湾はわが国と類似しており、民法と児童福利法によって裁判所が決定していたが、斡旋団体を監督する「権威ある当局」の存在は不明であった。

わが国は、アメリカがハーグ条約に批准することになれば、主要国として批准をしない理由を用意する必要があるが、むしろ法・制度の整備に関する検討に着手すべきであると考えられる。わが国はハーグ条約にいう「権威ある当局」は存在せず、また同条約の基準を満たす斡旋団体も少ないのが実態である。斡旋団体の監督を含めて児童相談所へ一本化するなどの検討が急務といえる。

キーワード：国際養子縁組、ハーグ条約、子どもの権利擁護

Research of International Adoption System

Osamu OYAMA, Masashi SHIBUYA, Jun SAIMURA,
Natsumi OWADA, Taishi ARIMURA

Abstract : The purpose of this study is to examine the international/inter-country adoption system in Japan through cross-national research on the status of ratification of the Hague Treaty and development of domestic legislation. For this purpose, authors planned two research projects. First, for following up the study of the previous fiscal year, authors visited Oregon State to interview the actual situation of inter-country adoption. Secondly, for understanding what system should be established as a sending country, authors made literature survey as well as got an interview with a family court probation officer. After examining the research results, the role of child guidance centers and private adoption agencies was discussed in terms of protection of children's rights..

Keywords : International / Inter-country Adoption, Hague treaty, Protection of Children's Rights

I アメリカ合衆国・オレゴン州調査

I-1 目的

昨年度調査において、アメリカ合衆国では州により法制度が異なること、そしてハーグ養子条約批准に向けて準備中であることがわかった。各州の法制度を把握することと並んで、ハーグ条約批准に向けてどのような準備が進められているのかを明らかにすることが、今後、我が国における国際養子縁組制度のあり方を考える上で有用であると考え、調査を行うこととした。

I-2 方法

日本との国際養子縁組の実態をアメリカ合衆国側からインタビューすることも想定し、日本との関係が深いと考えられたハワイ州及びカリフォルニア州政府に電子メールで実地調査の打診をしたが、うまく連絡がとれなかった。第二の選択肢として、研究所スタッフのネットワークを活用し、オレゴン州政府母子保健部門スタッフに接触を図り、実査の可能性を打診した。その準備段階において、オレゴン州においては日本からの養子縁組受入実績はないことが予想されたが、ハーグ養子条約が批准されることの影響についてインタビューするという第一の目的に照応して遜色のない調査地として考えられた。訪問地（インタビュー協力者）は、オレゴン州・ヒューマンサービス省（私的養子縁組担当官）、国際養子縁組あっせん団体（Holt International ポートランド分室長）、研究者（オレゴン州立ポートランド大学名誉教授・児童福祉論）とした。

I-3 結果

I-3-1 ハーグ養子条約の批准とその影響

アメリカ合衆国では、ハーグ養子条約の批准に向け、2000年に連邦政府が国際養子縁組法（Inter-country Adoption Act of 2000）を作成している。昨年度調査及び事前調査においては、その法律が施行されているのか定かではなかったが、インタビューの結果、法案はまだその段階にまで至っていないことがはっきりした。連邦政府としては、当該法が2008年中に施行され、その後ハーグ養子条約に批准することを目指しているとのことであったが、まだ確定的な見通しは立っておらず、国際養子縁組法を法制度の異なる各州で普遍的に適用するための検討を重ねている段階であることがわかった。そのため、オレゴン州・ヒューマンサービス省としても、連邦政府からの情報を随時確認しながら、今後、必要となる検討をしていくということであった。

このような、「今のところあまり大きな影響はない」というインタビュー結果が得られた背景には、法の施行がまだ検討段階にあることに加え、すでに国際養子縁組のための仕組みがそれなりに整えられ、行政の関与も図られているという事情があるためではないかと考えられる

（註）。以下、調査時点におけるオレゴン州の養子縁組制度の概要について述べる。

I-3-2 養子縁組の種類

アメリカ合衆国では、伝統的に、州の監護下にない子どもを養子縁組する私的養子縁組（private adoption）（independent adoptionとも呼ばれる）が発達している。すなわち、行政が保護監督をしている子どもが養子縁組される場合と、保護者が自ら養親希望者と会い（あっせん団体を介する場合もある）、養子縁組を進める場合がある。前者は、日本で言えば、児童相談所が関与するケースであり、後者は児童相談所が関与せず、養子縁組あっせん団体を通したり、あるいは私人間で養子縁組をしたりするケースである。これについては、先行研究においてすでに紹介されている通りである¹⁾。

オレゴン州においては、私的養子縁組は、再婚家庭での養子縁組、親族間での養子縁組、非親族間での養子縁組、国際養子縁組、あっせん団体を通しての養子縁組と、きわめて多様な形態によって養子縁組を行うことが可能となっている。それぞれ一定の手続きを踏むことが求められるが、とくに国際養子縁組については、家庭訪問に加え、INS（Immigration and Naturalization Service；米国移民帰化局）の書類、子どもの出身国の言語で書かれた書類とその英訳、養子縁組許可証が必要とされている。これは昨年度調査の通りであり、おそらくは全米で共通するものと思われる。

I-3-3 国際養子縁組の所管と動向

未成年の養子縁組は、私的養子縁組も含めて、すべてヒューマンサービス省が所管している。2005年7月1日から2006年6月30日までの私的養子縁組件数は、1,909件（子ども数2,365人）、うち国際養子縁組は141件（161人）であり、ロシアや中国などからの養子縁組が多いようであった。

また、国際養子縁組における近年の動向としては、2000年に子ども市民権法（Child Citizenship Act of 2000）が連邦政府において成立、2001年に施行されている。これは、両親のうちいずれか一方がアメリカ市民である、外国で出生した実子あるいは養子（いずれも18歳未満）でかつ現在もその監護権下にある場合は、アメリカ入国と同時に永続的に有効な市民権が付与されることを規定したものである。アメリカ合衆国内で国際養子縁組の承認がなされる子どもの場合は、入国と同時に市民権を付与することはできないが、IR4査証（アメリカ合衆国で養子縁組予定の子どもに発行）で入国し、アメリカ合衆国内で養子縁組の審判が完了してから市民権が付与される仕組みとなっている。

I-3-4 養子縁組あっせん機関への法的規制

オレゴン州においては、州政府として、子どもケア機関（具体的には、レジデンシャル・ケア・プログラムを運営している機関、養子縁組サービスを提供している機関、里親への委託とスーパーヴィジョンを行っている

機関、子どものための通所治療機関)について認証を与えるための基準を定めている。その基準においては、「いかなる民間子どもケア機関あるいは団体であっても、SOSCF (State Office for Services to Children and Families) により発行された、現在有効な資格証明書なしに、オレゴン州内で養子縁組や里親への委託を行ってはならない」と記されている²⁾。各機関は、SOSCF に資格認定のための申請を行った後、SOSCF による機関の記録やファイルのチェック、資産等運営管理の状況、子どもたちやスタッフ及び地域住民へのインタビューを受けることとなる。その結果を受けて認定がなされることで、どういったサービスが提供できるのかが認定されることとなる。

ただし、Holt International のスタッフによれば、資格認定よりも、全米規模で活動している民間団体資格認定機関(民間団体による自発的組織)の方がより高い基準を設定しており、そちらの認定を得ることが、機関としての信頼性を保つ重要な機会になっているということであった。

I-3-5 その他

研究者との意見交換においては、国際養子縁組は経済的に貧しい国から富める国への送り出しが多いが、果たしてそれが本当に子どもたちにとってよいことなのか、倫理的なジレンマがあるのではないかという指摘を得た。インタビューに協力した名誉教授の研究では、異人種間養子縁組 (transracial adoption) は必ずしも子どものアイデンティティ形成に悪影響を及ぼさないことを実証したものが³⁾、国際養子縁組において果たして同様の結果が得られるのか、実証されているわけではない。こういった課題は、養子縁組先進国ともいえるアメリカ合衆国においても科学的な根拠が整っているわけではないことから、やはりその手続きには子どもの最善の利益を考慮した、慎重な手続きが求められるものと思われた。

I-4 小括

昨年度調査の結果も考慮すれば、主要先進国(いずれも受入国として機能)は、ハーグ条約を批准することにより、国際的に共通したルールの下で国際養子縁組を実行しようとしていることがわかった。国際的見地からすれば、「なぜ批准しないのか」についての説明が日本政府に求められるような状況があるといえる。少なくとも、海外で国際養子縁組がなされた日本国籍を有する子ども数のはっきりしないような事態が継続するようなら、ハーグ養子条約の批准によって国家間の情報交換を的確に行うことも欠かせないといわざるをえない。

我が国では、アメリカ合衆国のように、児童相談所を通さない私的養子縁組が存在し、また通知でもその行為を禁止していないことから、アメリカ合衆国のシステムをモデルにすることが可能である。我が国では、2006年度に養子縁組にかかる金品の取り扱いに関して通知が出

されたばかりであるが、養子縁組あっせん団体への指導を的確なものとするためにも、適正な養子縁組を定めた法律制定等に関する継続的な検討が要である。

研究上の課題としては、(国際)養子縁組のフォローアップ調査などにより、実証的に子どもの最善の利益にあった養子縁組家族が形成されているのか、調査する必要がある。このとき、昨年度報告書で触れたように、養子縁組あっせん団体が活動を展開する理由として、「現状として、日本では、児童相談所及び施設養護が子どもの権利を守っていない」という論拠があることに鑑み、社会的養護システムの下で自立支援を受けた子どものフォローアップ調査なども行うことも並行して検討しなければならないだろう。

アメリカ合衆国においても、入国管理法等、ヒューマンサービス省所管外の法制度が必要な問題であると考えられた。このことに鑑み、我が国でも、総合的な協議の場が設けられることが望ましいと考えられる。

(澁谷昌史)

(註)たとえば、Holt International では、朝鮮戦争の頃から活動を始めているということであり、50年以上にわたって国際養子縁組のノウハウを集積している。ただし、ヒューマンサービス省でのインタビュー結果によれば、ハーグ養子条約に定められる、子どもの出身国の政府への情報提供などは、制度的にはまだ確立されていないとのことであり、国家間の関係については、条約批准によって一定の整理がなされると考えた方がよさそうである。

引用・参考文献

- 1)湯沢雍彦監修：養子と里親，東京：日本加除出版，2001
- 2)Department of Human Services. *Private Child-Caring Agency Licensing Standards-OAR:413-220-0000 thru 0160*. Final:1-02-96. 413-220-020(1)を引用.
- 3)Shireman, J. *Growing up Adopted: An Examination of Major Issues*. Portland, OR, Regional Research Institute, Portland State University. 1988

II 中国、フィリピン、台湾における国際養子縁組制度の実態

II-1 目的

ハーグ国際司法会議は、1993年「国際養子縁組に関する子の保護及び協力に関する条約」(以下、ハーグ条約)を採択した。本条約成立の背景には、1960年代以降、国際養子縁組数が急速に増加し、国際養子縁組の濫用と複雑な法的な問題が生じてきたこと、さらに1989年に国連総会で採択された「児童の権利条約」などにも、国際養子縁組は「権限ある当局」が行うべきとの定めがあることなどの経緯があった¹⁾。

本研究の初年度では、主に養子の受入国である主要国(G7)を中心に、その実態について報告した。今年度

は、前年度の課題であった養子の送り国の法制度の実態を明らかにし、わが国の国際養子縁組施策推進のための基礎的資料を収集・分析することを目的とした。

II-2 方法

わが国での国際養子縁組の実態を知るために、Y県家庭裁判所調査官から国内養子縁組の実態と課題について聴き取り調査を実施し、これを踏まえて養子の送り国の実態を知るために、国内の法・制度が整備され、国際養子の最大の送り国である中華人民共和国（以下、中国と略）及びわが国での養子縁組が比較的多いフィリピン、並びに中華民国（以下、台湾と略）について文献²⁻⁶⁾を収集し検討した。

II-3 結果

II-3-1 根拠法

中国は、1993年11月10日付で「中華人民共和国外国人養子縁組実施弁法」を公布し、同日付で施行し、さらに1998年11月4日には「中華人民共和国養子縁組法」を公布するとともに翌年4月1日から施行していた。

以上のような国内法を整備した中国は、2000年10月13日にハーグ条約に署名し、2005年9月16日に批准した。さらに翌年1月1日から施行した。

フィリピンは、従来家族法と児童少年福祉法典の2つの法律にまたがっていたが、1995年7月15日に「1995 The Inter-country Adoption Law（1995年国際養子縁組法）」を施行した（1998年に改正）。同法でいう「国際養子縁組」とは、フィリピン国内で申立てがなされ、監督を受けた試験監護がされるとに、外国人又は外国に永住するフィリピン国民がフィリピン国籍の子を養子にする社会的及び法的プロセスと定義され、例外的に認められていた。

なお、フィリピンは1995年7月17日ハーグ条約に署名し、1996年7月2日に批准するとともに、同年11月1日から施行していた。

台湾は、国際機関に関しては中国本土との関係上特異な存在にあるが、憲法をはじめさまざまな法制度を持ち、独自の道歩んでいる。

台湾の養子縁組は、実の父母や親戚、友人の紹介によって直接行う個人間の養子縁組と、社会福祉機関（台湾省婦幼協会、児童福利連盟、育幼院など）を介して行う縁組との2種類がある。養子縁組は、台湾民法（第4編親族）と児童福利法に養子縁組制度によって規定されており、その特色は、直系親族間の養子縁組を禁止していることである²⁾。

表1 根拠法

国名	根拠法
中国	中華人民共和国外国人養子縁組実施弁法 中華人民共和国養子縁組法
フィリピン	国際養子縁組法
台湾	台湾民法、児童福利法

II-3-2 管轄省・部・局と中央機関が認める機関

表2に管轄省・部・局名と権威ある当局名を示した。

中国での国際養子縁組は、國務院社会課が所管し、ハーグ条約第15条から21条までの機能を果たす機関³⁾として中国養子センター（China Center of Adoption Affairs（以下、CCAAと略））があり、その活動は、国際・国内養子縁組に関する活動並びに社会福祉施設の子どもの養育に関する活動を扱い、国のレベルで対応していた。CCAAの国際養子縁組に関する詳細は、表3に示したような内容であった。

フィリピンは社会福祉開発省（Department of Social Work and Development）が所管し、権限ある当局としてInter-country Adoption Board（国際養子縁組委員会；以下、ICABと略）が専門機関として設置されており、ICABは社会福祉開発省、児童監護紹介機関、養子斡旋機関、児童監護紹介活動に携わる非政府組織と協議・協力して、法律の規定を実施するための政府決定機関の役割を担っていた（表4）。

台湾は、行政院内政部児童局が所管し、機関を介する養子縁組では、台湾政府の法制度により認可・登記された社団法人台湾省婦幼協会、財団法人児童福利連盟育幼院などの社会福祉機関が斡旋機関として養子縁組を扱っていた。表5に社団法人台湾省婦幼協会の主な活動内容を示したが、他の2カ国の権限ある当局の役割が、審査、監督などの機能があるのに対して、養子縁組斡旋の実務的な役割が記載されているだけで、権限ある当局であるか否かは不明であった。なお、縁組決定は裁判所が行っていた。

表2 管轄省・部・局名及び中央政府が認める機関

国名	管轄省部局名	権限ある当局
中国	國務院社会課	中国養子センター
フィリピン	社会福祉開発省	国際養子縁組委員会
台湾	内政部児童局	不明

表3 中国養子センター（CCAA）の活動内容

①養親希望者の申請書類等の受付、チェック
②養親希望者と養子となる子どもに関する必要な書類の受け取り
③養子縁組法や縁組に必要な通知の条項を満たしている養親希望者を見つけて、指定すること
④縁組後のフォローアップと子どもの生活や成長の把握
⑤養子となった子が外国での権利や利益に関するケースを取り扱う際に中国政府として関係する部門を援助すること
⑥国際養子縁組に関する様々な文書や証明書等の保管
⑦国際養子縁組に関する連絡、カウンセリング、調整、サービスの提供
⑧国際養子縁組に関するあらゆる問題に対応すること

表4 フィリピン国際養子縁組委員会(ICAB)の活動内容

①子どもにとって有害、不利益、不利となる行為からフィリピン国籍の子を守る
②子、養親に関する秘密情報の収集、整理、保管
③許可された機関を通じて、縁組完了の監視、追跡、促進
④不適切な金銭又は他の利益の享受を防ぎ、法律に反する行為を阻止
⑤法的手続き完了後も含めた養子縁組サービスの展開促進
⑥児童監護紹介機関の認可
⑦養子縁組斡旋機関の認可
⑧違反した場合、違反に関わった児童監護紹介機関、養子縁組斡旋機関の認可を取消し、評議会の認可リストからブラックリストに移す

表5 社団法人台湾省婦幼協会の活動内容

①子どもの養子縁組を行い、養子に出すサービス
②見捨てられた子どもと虐待された子どもの保護と指導
③不幸な子どもの援助と養育サービス
④不幸な婦女の保護
⑤学校校内での集会と指導
⑥無料の法律サービス

表6 養親の条件

国	条件
中国	①子どもがいないこと、 ②養子を養育、教育することができること、 ③子どもを養子とすべきでないと思われられる病気にかかっていないこと、 ④30歳以上であること* *特別な原則として、養子は1人まで、配偶者のない男性が女兒を養子とするときには40歳以上の年齢差が必要、配偶者のある者が縁組をするときには、配偶者と共におこなう。
フィリピン	①申請時に27歳以上、養子より16歳以上年上であること ②既婚の場合、配偶者とともに養子縁組を申請すること ③親権に関わる権利と責任を果たす能力があり、認可されたカウンセラーの適切なカウンセリングを受けたことがあること ④不道德行為で有罪になったことがないこと ⑤フィリピンの法律に基づいて養子縁組をすることができること ⑥すべての子に対して、適切な監護と支援を与え、必要な道徳的価値や規範を示す立場にあること ⑦フィリピンの法律及び児童の権利に関する国連条約に規定された子の基本的人権を擁護し、国際養子縁組法の規定を実施するための規則、細則に従うことができること ⑧養親希望者の出身国が、フィリピンと外交関係を有し、同様の公認機関を擁護しており、本国法に基づいて養子縁組が認められていること ⑨規定されたすべての資格を有し、欠格条項がないこと
台湾	①既婚者、そして夫婦両方が養子縁組に同意する ②経済的能力があり、正当な職業を持つ人 ③愛と根気強さがある人（養育する能力がある人） ④犯罪記録が一切ない人 ⑥養親希望者と養子となる子の年齢差が20歳以上であること（民法上の規定）

特に、中国、フィリピンは申請書類、料金など細かく規定されていた。

まず、養親となる者に対する条件は、年齢では中国が30才以上（配偶者がいない場合は40歳以上）、フィリピンが27歳以上で養子の年齢より16歳以上の間隔が求められ、台湾でも年齢差が20歳以上と、各国とも具体的な条件を示していた（表6）。

II-3-4 養親が申請時に用意すべき書類

中国、フィリピンは出生証明書、婚姻証明書、健康診断書、犯罪証明書、所得に関する証明などは共通の申請書類となっていた。また、同国の⑦と⑨は養親候補者の本国で住むことの公的な証明書をとりなど、養子となる子どもの安全、安心を示す書類も含まれていた（表7）。

なお、中国における家庭状況報告は、養親希望者の身分、的確性・適切性、家庭状況・病歴、養子縁組の動機、マッチングなどを評価したもので、これらの申請書類は、養親希望者の居住国の政府機関から委託されるソーシャルワーカーによって作成されるものである。

また、中国では上記の書類の他、縁組手続きに必要な提出物として①中国の養子縁組組織が発行した養親希望者が中国へ来て子どもを養子とする旨の通知書、②本人の身分証明書、写真、③養親希望者と送り出す者の合意書が必要である（図1参照）。

表7 養親が用意すべき申請書類

国	書類
中国	①養子縁組申請書 ②出生証明書 ③婚姻状況証明 ④職業、経済収入および財産状況の証明 ⑤身体健康査証明 ⑥刑事処罰の有無に関する証明 ⑦養親希望者の恒久的居住地の主管機関による養子縁組の同意書 ⑧家庭状況報告
フィリピン	①申請者の出生証明書 ②婚姻証明（離婚の場合は、離婚証明） ③10歳以上の実子または養子の同意書（宣誓形式） ④健康診断書及び精神鑑定書 ⑤所得税申告書または申請者の財政状況を示す書類 ⑥申請者の無犯罪証明書 ⑦申請者と5年以上知り合いの近隣住民による人物証明 ⑧申請者及び近親者のハガキサイズの写真 ⑨養親候補者として本国法で資格を有し、また養子縁組される子どもが適応期間を養親候補者と過ごすために、さらに成立後永久に養親の本国に滞在できるという公的な証明書
台湾	①養子縁組を希望する人の基本書類 ②身分証明書の写し ③戸籍謄本 ④資力を証明する資料（預金残高証明、不動産登記簿謄本等） ⑤健康診断書 ⑥在職証明書

II-3-3 養親の条件

3カ国の養子縁組手続きの流れを図1から3に示した。

II-3-5 養子の条件

養子の年齢は中国が14歳未満、フィリピンは15歳未満としていた。台湾は定めていないが、養親の条件の中で養親と養子との年齢差が20歳と定められている(表8)。

表8 養子となる者の条件

国	条件
中国	14歳未満の未成年者で ①実母を失った孤児、 ②実父母を捜し出せない棄児及び児童、 ③実父母に特別な困難があつて撫養する能力がない場合
フィリピン	15歳未満の子どもで 「親権から解放された子」のみが対象で、児童福祉法により、自発的または強制的にDSWDに委ねられた子をさす。
台湾	①未婚で生まれた子ども、実の父が分からない又は実の父が責任を負わない、実の両親が結婚したくない、そして子を養育する能力がない場合 ②婚姻外で生まれた子ども、実の両親とも子を養育する能力がない場合 ③実の両親が病気又は事故で家庭を失った子ども ④実の両親に子どもが多すぎて、経済的に困難で適切な養育を受けられない子ども

II-3-6 養子となる子に関する提出書類

中国は表9の①から③までは共通だが、④から⑧までは、子を送り出す側によって異なっていた(フロー図*2参照)。

なお、中国では送り出す側が養子縁組登録手続き時に必要な提出書類として、①本人の居民身分証、②戸口簿、③養子とされる子の写真、④送り出すことに関して、中国の養子縁組組織の同意書を用意しなければならないとされていた(フロー図*4参照)。

フィリピンは、縁組不調事例を分析し、心理評価診断書(ソーシャルワーカーが作成する)を重視している⁶⁾。

台湾の婦幼協会は、養親希望者は正式会員または賛助会員になることが前提となっていた。会員になった後、表9のような条件を満たせば養親希望者として登録されることになる*。

*養子に出す人は、本協会と連絡をとることが必要。上記の関連書類提出のほかに、裁判所への出廷と訪問機関による訪問と面談、訪問報告作成に協力しなければならない(判定の参考)。また、満7歳以上の子と養子縁組を行うときは、児童福祉法によりその子の意志を尊重しなければならない。逆に7歳未満であれば法定代理人の同意が必要とされていた。

(法定代理人：養子の父母が夫婦である場合は、婚姻中は父母が共同で法定代理権を行使できる。離婚した場合は、原則として父親が法定代理人となる)

表9 養子となる子に関する提出書類

国	提出書類
中国	①本人の居民身分証 ②戸口簿 ③子の状況証明 ④実父母：双方の同意書 ⑤実父もしくは実母：配偶者の死亡あるいは行方不明の証明書、死亡・行方不明の配偶者の父母の優先撫養権を行使しない旨の声明書 ⑥監護人：監護権を有する証明書+子の父母に完全な民事行為能力がなく、かつ子に重大な危害を有する旨の証明書 ⑦社会福祉機関：機関の発行に係る嬰兒、児童の遺棄・発見された状況証明、父母等の捜索状況証明(孤児の場合は、父母の死亡(宣告)証明、撫養義務権を有する者の同意書 ⑧障害児童：障害証明
フィリピン	①子どもの調査報告書 ②出生証明書又は棄児証明書 ③任意引渡証書又は親権放棄命令書 ④両親の死亡証明書 ⑤健康診断書 ⑥必要に応じて心理評価診断書 ⑦子どもの最近の写真
台湾	①養子に出す人の身分証明書のコピー ②養子に出す人の戸籍謄本のオリジナル ③子どもの出生証明書のオリジナル ④児童健康手帳(保険加入済みのが必要) ⑤児童健康検査表(協会は処理の協力が可能)

(6)養親申請者が負担する費用

中国は表10に示した料金以外に、子を送り出す者と協議して養育費を支払うことも可能であり、また社会福祉施設への寄付もできる(寄付金は、施設改善費のみに使用が可能だが、それ以外の使用はできない)。

フィリピンは、申請費用としてICABが許可している養親希望者の国の斡旋機関へ100米ドルを、また縁組決定後はICABに900米ドルを支払うことになっていた。

台湾は会員になれば、費用負担は不用とあったが、これは台湾省婦幼協会に関する情報であつて、他の斡旋団体は不明であつた。

表10 費用負担

国	費用
中国	①国の物価管理部門及び財政部が定めた登記費用や公証費用：250元 ②CCAAに対するサービス料：356ドル ③パスポート料金、旅費などは養親申請者の負担。
フィリピン	①申請費用(ICABが許可している養親希望者の国の仲介機関へ100米ドル) ②フィリピンから養親の居住国までの旅費、渡航に伴う旅券、査証 ③、健康診断書及び精神鑑定書、その他の関連費用 ④養子が児童福祉施設の入所児の場合は、施設に対して500米ドルを支払う。
台湾	斡旋団体(この場合は、台湾省婦幼協会)を通じて縁組する場合は不用

(7)罰則規定

中国は、罰則規定は公務員に関する規則と刑法によるが、中華人民共和国養子縁組法第 20 条、第 31 条にも罰則規定が設けられていた。

フィリピンにおける違法性とは、①養子縁組の同意が強制、詐欺、不正な物質的勧誘により得られた場合、もしくはそれらをともなう場合、②養子縁組を実行する許可が委員会 (ICAB) から出していない場合、③本法により養子縁組のために設けられている手続及び保護措置が遵守されていない場合、④養子になる子どもが危険、虐待、および搾取を受け、又はそれらにさらされている場合であった (表 11)。

表 11 罰則規定

国	罰 則
中国	①公務員に関する規則：第 31 条、32 条 (横領、窃盗、贈収賄への関与など個人的な利益または他人の利益のために権力を乱用する行為を行うと行政罰) ②刑法第 385 条第 2 項：公務員が立場を利用し、不当に利益を得ることは有罪 ③刑法第 389 条、第 394 条でも定められている。また、行為が犯罪を構成するのに十分足りる場合、刑事責任は中国の刑事訴訟法によって負う。 ④中華人民共和国養子縁組法第 20 条、第 31 条でも罰則規定が設けられている。
フィリピン	①6 年以上 12 年までの禁固刑および/又は 50,000 ペソ (約 126,000 円) 以上 200,000 (約 503,000 円) ペソ以下の罰金
台湾	不明

(8)縁組後のフォロー

中国では養親の国の機関を通じて、縁組 6 ヶ月後、12 ヶ月後の 2 度、縁組国幹旋団体のソーシャルワーカーが当該家庭を訪問して、3 ヶ月以内に報告書を作成する。2 度の報告書は、それぞれ CCAA へ提出することを求められ、もし 12 ヶ月の間に子どもが帰化しない場合は、帰化するまでに 6 ヶ月に一度ずつ、報告書の提出を縁組した家族に要求することになっていた。

フィリピンは、養親及び養子に対してカウンセリング、サポートグループの紹介、本国再訪問 (実親への再会) とあった。

台湾 (台湾省婦幼協会) は、養子を幹旋した後、養親に対するフォローアップと訪問があり、相談も受けられるとなっていたが、国内での縁組である可能性が高い。

II-4 考察

本研究の問題意識は、子どもの最善の利益を保障することである。すなわち要保護児童の権利擁護が侵害されないような養子縁組制度を構築することである。

今回研究対象にした 3 カ国のうち、ハーグ条約を批准した中国、フィリピンは国際養子縁組に関する単独法を

整備しており、同条約の主旨にそって子どものための最大限の努力が払われているとみることができよう。

1. 法制度の整備状況

中国はアメリカ、カナダ、オランダへの養子の送出国として第 1 位⁷⁾であり、フィリピンは梶村らの渉外養子縁組事件数の報告²⁾や家庭裁判所調査官からの聴き取り調査からも、わが国での縁組件数の多い国であり、特に配偶者の連れ子養子縁組が多い。

台湾は、国際養子縁組に関する単独の法律を持たず、わが国と同様、民法と児童福祉法で規定され、直系親族間の縁組を厳しく禁止していたが、国際養子縁組に関しては法制度を順守すれば縁組が可能である。その一方で金銭授受の伴う違法縁組で送り出される子どもの数も多いとの指摘もある (児童福利連盟調査、2006)。こうした闇の部分での斡旋は、生活困難などを理由とする実親側の事情と、生命倫理上の配慮を優先する医療機関側とのねじれた合意の結果であり、正当化されるものであってはならない。前報でも指摘したように、法制度を整備した後は、子どもの権利擁護のための末端で身近な相談機関の敷居を低くすることの方が、より優先順位が高く、重要といえる。

2. 斡旋団体の法的な位置づけ

フィリピンは権限ある当局が政府の専門機関として国際養子縁組委員会があったが、その監督下に位置する斡旋団体の具体的な名称や役割などは把握できなかった。また、台湾の場合も行政と司法が別々に役割を担っており、斡旋団体を監視する法制度、機関は不明のままである。この点では、斡旋団体の存在が無届・非法人化のままになっているわが国と似て非なる状況にあるともいえない。

3. わが国の対応

中国とフィリピンは、図 1. 2 にも示したように提出書類を初め、料金、年齢などの条件が細かに規定され、手続きを容易にしていた。情報公開の見知からわが国でも、用意すべき書類等を定めたガイドラインを広く公開すべきであろう。

また、同 2 カ国は、国外へ送り出した子どものフォローについても相手国の斡旋団体を通じて報告などの細かな取決めがされていた。こうした義務・条件を課すことは、子どもの最善の利益を保障するものであり、特にフィリピンのように実親へ再会するための帰国旅費を用意させる条件は、子どものルーツ探しを将来的に保障するものであるといえる。

現在、わが国では国が定めた斡旋団体の基準を満たす団体は少ない。児童福祉司の資格を持つ専任ケースワーカー 2 名の配置基準を満たしている団体は数えるほどしかないのが現状である。このことは、単独運営を難しくし、寄付への依存度を大きくしているとも言える。財源的問題を解決する早道の一つは、斡旋業務を児童相談所に集中させることである。里親の認定・登録情報を持

つ児童相談所は、管下の医療機関との情報交換を緊密に
図るとともに、養親希望者の登録を積極的に進めるべき
であろう。

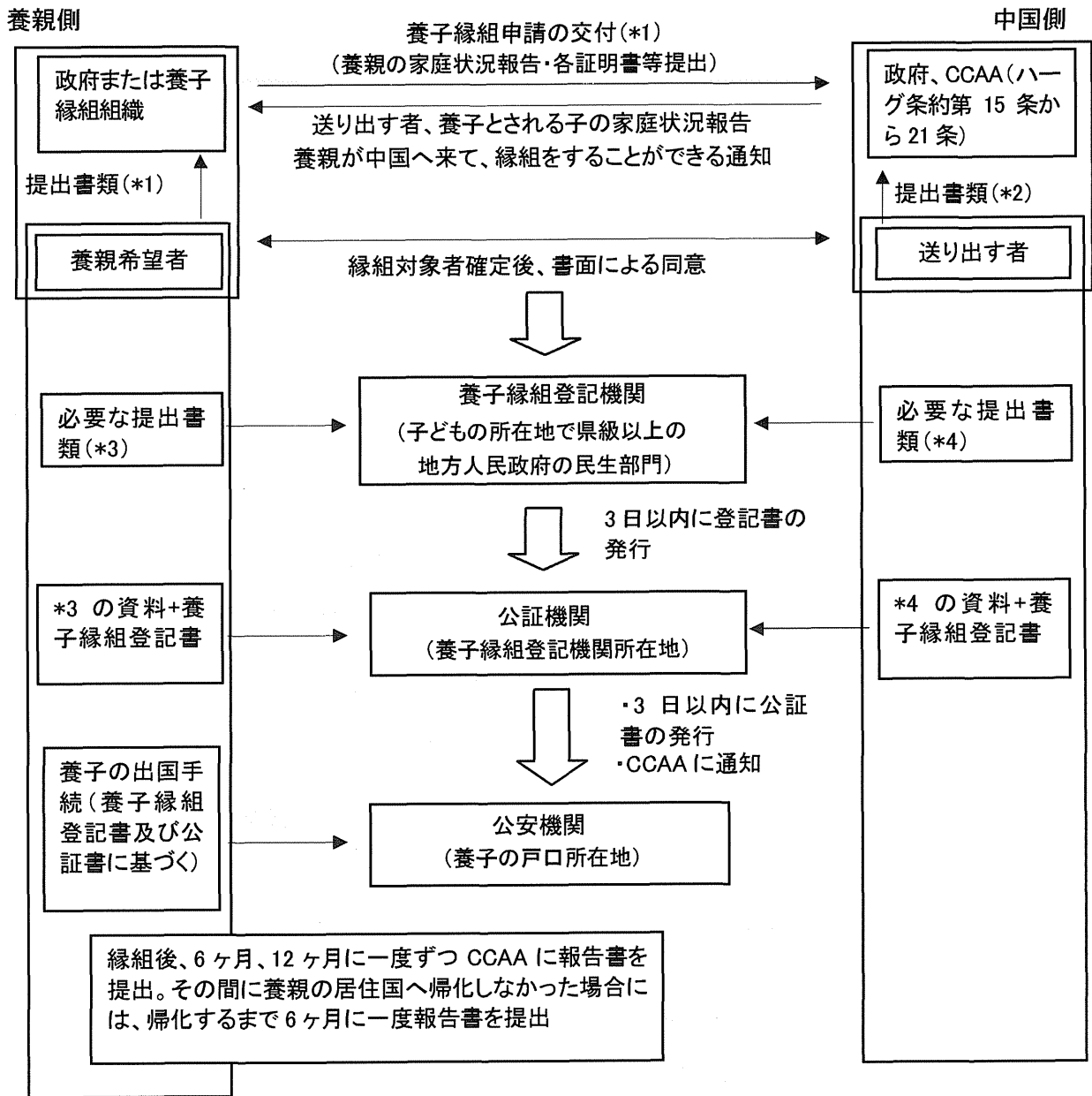
II-5 結語

中国、フィリピン、台湾の国際養子縁組の現状を、主
として文献研究から報告した。世界共通の基準を示した
ハーグ条約が採択・発効して14年を経ようとしているが、
養子の送り国、受入国ともに子どもの権利擁護を視野に
おいて同条約を批准している国が増えている。その一方
で、地域紛争や戦争、災害が起こるたびに傷つくのは子
ども達であることを忘れてはならない。(小山、大和田)

参考文献

- 1) 清水響. ハーグ国際司法会議第十七会期の概要—国際養子縁組に関する保護及び協力に関する条約を中心に—, 民事月報, 48(11), p56-73, 1943
- 2) 司法研究初編. 涉外養子縁組に関する研究—審判例を中心に—, 平成11年, 東京: 財団法人法曹界
- 3) テイハン法令編集部戸籍実務研究会編. 戸籍六法 平成18年版, 平成17年, 東京: テイハン
- 4) 国際養子縁組の法律と手続き, 2005年, 愛知: 市野法律事務所
- 5) 社団法人台湾省婦幼協会編. 市野法律事務所訳. 養子縁組手帳一つの希望を燃やして、生命を再出発させる, 愛知: 市野法律事務所 (原文は、社団法人臺灣省婦幼協會編印. 収・出養手冊 點燃一個希望, 讓生命重新出發. 2001年)
- 6) 大森邦子. フィリピン養子縁組斡旋制度と実態, 湯沢雍彦主任研究者, 平成17年度児童関連サービス調査研究等事業報告書, 要保護児童支援のための国際国内養子縁組斡旋事業の調査研究, p 222-243, 平成18年, 東京: こども未来財団
- 7) 小山修、澁谷昌史・他. 国際養子縁組制度に関する国際比較調査研究, 日本子ども家庭総合研究所紀要第42集, p 71-80, 2006, 日本子ども家庭総合研究所
- 8) ハーグ条約「第四章 国際養子縁組の手続き要件」中、中央当局の役割、権限などを定めた条項

図1 中華人民共和国の国際養子縁組流れ図



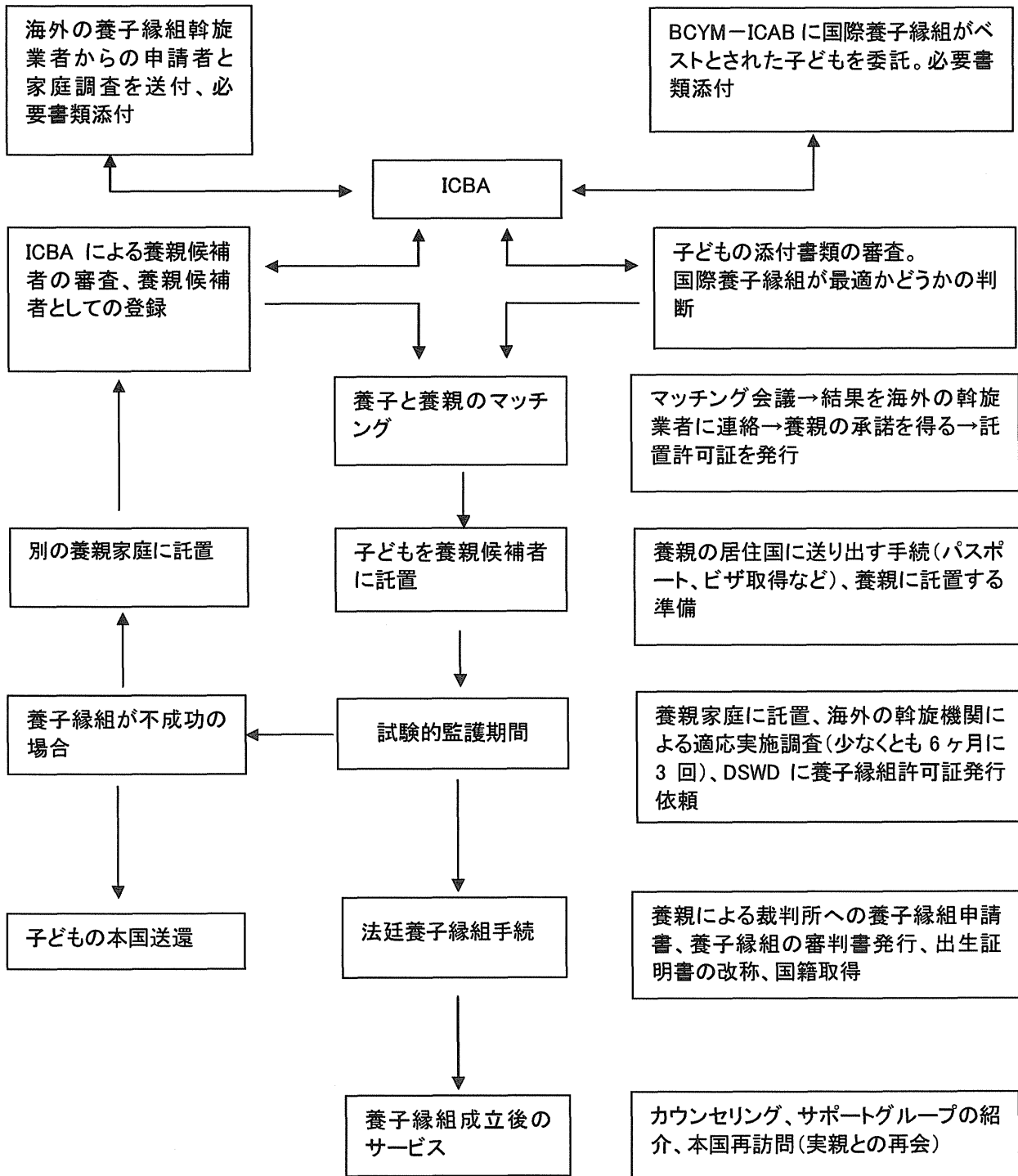
*1: ①養子縁組申請書、②出生証明書、③婚姻状況証明、④職業、経済収入および財産状況の証明、⑤身体健康査証明、⑥刑事処罰に関する証明、⑦養親希望者の恒久的居住遅刻の主管機関による養子縁組の同意書、⑧家庭状況報告

*2: ①本人の居民身分証、②戸口簿、③子の状況証明+④子を送り出す者によって提出書類が異なる (①実父母：双方の同意書、②実父または実母：配偶者の死亡・行方不明の証明書、死亡・行方不明の配偶者の父母の優先撫養権を行使しない旨の声明書、③監護人：監護権の証明書+子の父母に完全な民事行為能力がなく、かつ子に重大な危害を有する旨の証明書、④実父母が死亡+監護人：実父母の死亡証明書、監護権の証明書+撫養義務権を有する者の同意書、⑤社会福祉機関：機関の発行に係る嬰兒、児童の遺棄・発見された状況証明、父母等の搜索状況証明 (孤児の場合は、父母の死亡 (宣告) 証明、撫養義務権を有する者の同意書、⑥障害児童：障害証明)

*3: ①中国の養子縁組組織が発行した、養親希望者が中国へ来て子どもを養子とする旨の通知書、②本人の身分証明書、写真、③養親希望者と送り出す者の合意書

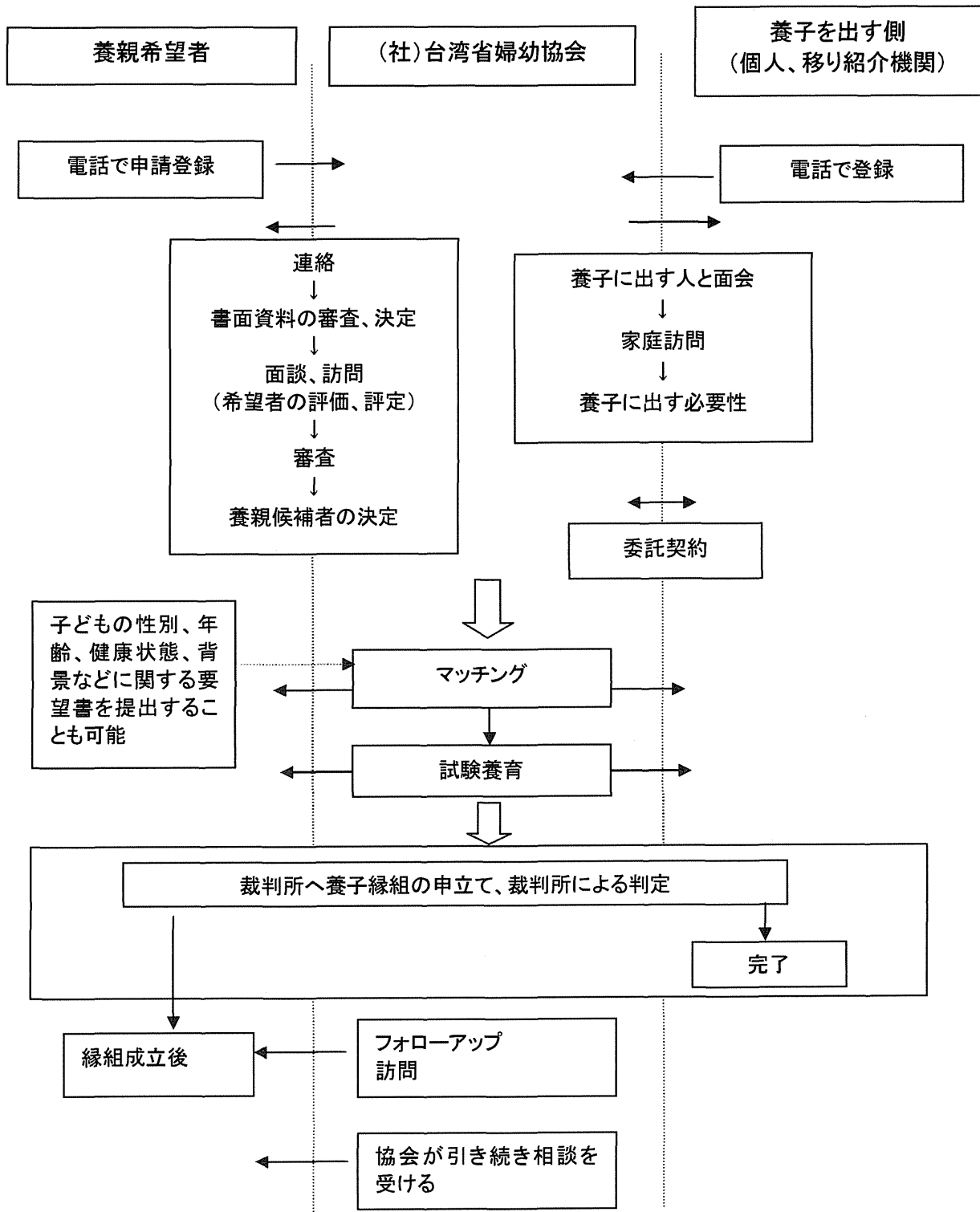
*4: ①本人の居民身分証、戸口簿、養子とされる子の写真、②送り出すことに関して、中国の養子縁組組織の同意書

図2 フィリピンの国際養子縁組流れ図



※大森邦子. フィリピンの養子縁組幹旋制度と実態. 『要保護児童支援のための国際養子縁組幹旋事業の調査研究』(主任研究者 湯沢雅彦). P230.

図3 台湾における機関を介する国際養子縁組流れ図



※社団法人台湾省婦幼協会編、市野法律事務所訳。養子縁組手帳『一つの希望を燃やして、生命を再出発させる』。P3,8,10-11.